

東京大学施設部 施設系職員（機械、電気、建築）募集要領

1. 募集職種 施設系職員（機械、電気、建築）3名
2. 勤務地 東京大学 本郷地区キャンパス（東京都文京区本郷7-3-1）ほか
各地区キャンパス（駒場地区キャンパス（東京都目黒区）、柏地区キャンパス（千葉県柏市）など） 変更の範囲：本学の指定する場所
※キャリア形成の過程で、他機関等で勤務する可能性があります。
3. 採用予定日 2027年4月1日以降できるだけ早い時期（応相談）
4. 契約期間 期間の定めなし
5. 試用期間 採用日から6か月間
6. 業務内容
 - ・大学校舎、研究施設、大学病院等の施設の建築設備の計画、設計、積算、発注、工事監理及び維持保全
 - ・キャンパスのインフラ整備及びエネルギー管理・低炭素化キャンパス実現のための企画、設計、積算、発注、工事監理及び維持保全変更の範囲：配置換及び出向を命じることがある。
7. 応募資格
 - （1）1995年4月2日以降に生まれた者（※）。
 - （2）4年制大学、高等専門学校、工業高等学校卒業の学歴を有する方（2027年3月までに卒業見込みの方を含む）。
 - （3）機械区分は、管工事施工管理技士またはエネルギー管理士資格を有する方または今後職務経験により同資格の取得が可能な方。電気区分は、第三種電気主任技術者以上の資格、建築区分は2級建築士以上の資格を有することが望ましい。※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、上記年齢の方を募集します（労働施策総合推進法第9条及び同法施行規則第1条の3第1項第3号イ）。
8. 就業日 月～金曜日 週5日勤務 1日7時間45分（1週38時間45分）
9. 就業時間 9:00～17:45（休憩12:00～13:00）
※業務上の必要がある場合には、所定の勤務時間を越え又は休日に勤務を命ずることがあります。
10. 休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
11. 給与 東京大学教職員給与規則による（学歴・職歴により決定）
例）初任給予定額(教育研究連携手当含む)

4 年制大卒／ 月給 277,240 円

修士修了 ／ 月給 289,190 円

博士修了 ／ 月給 300,901 円

※本人の職歴等に応じてこれより高く決定される場合もあります。

※2026 年 3 月 1 日現在の給与規則に基づいた予定額。

12. 諸 手 当 期末・勤勉手当（賞与、年 2 回）、扶養手当、住居手当、通勤手当等
13. 社会保険等 文部科学省共済組合（健康保険・厚生年金保険）、雇用保険、労災保険
14. 提出書類 履歴書
※履歴書の様式は、「東京大学統一履歴書フォーマット」を以下の URL からダウンロードし、記入例、参考例 6（一般職員）を参照して作成してください。
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
15. 応募方法 上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードしてください。
[2026 選考採用応募書類提出用フォルダ](#)
※ 3～4 日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせください。
16. 応募締切 2026 年 11 月 20 日（金）
17. 選考方法 書類選考、適性検査、面接試験（2 回）
書類選考の上、合格者に対し適性検査と面接を実施。書類選考を通過された方にのみ適性検査の受検方法、面接試験についてご案内します。
18. 問合せ先 東京大学本部施設企画課（担当：米澤）
TEL：03-5841-2203
E-mail：sisetsusoumu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
19. 募集者の氏名 国立大学法人東京大学
又は名称
20. 受動喫煙防止 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
措置の状況
21. そ の 他 勤務条件・福利厚生及び業務内容については以下 URL をご参照ください。
▼東京大学職員採用ページ 勤務条件・福利厚生
https://www.u-tokyo.ac.jp/recruit/info/recruit_info03.html

▼東京大学職員採用ページ「人と仕事」先輩の声「施設系」
<https://www.u-tokyo.ac.jp/recruit/info/works.html#peoples>

▼関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験ページ

「安田講堂改修―「施設系」業務の魅力―（対談）」

http://ssj.adm.u-tokyo.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2019/08/project-yasuda_h27_.pdf

- ・取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。
- ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。
- ・応募書類ほか選考に用いた資料は選考終了後、すべて当方にて責任をもって破棄いたします。